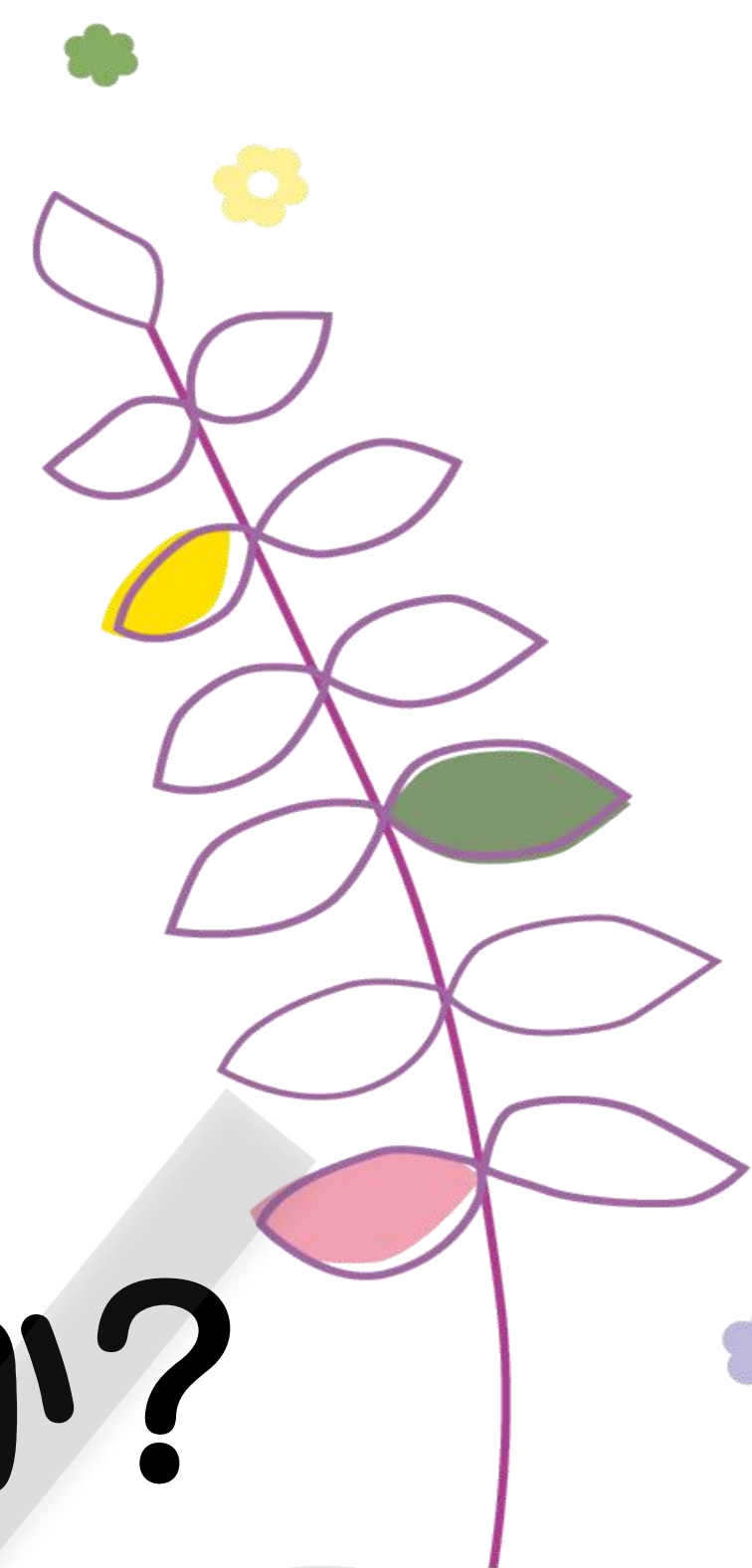


わたしが、悪いのかも

わたしさえ、我慢すればいい、と

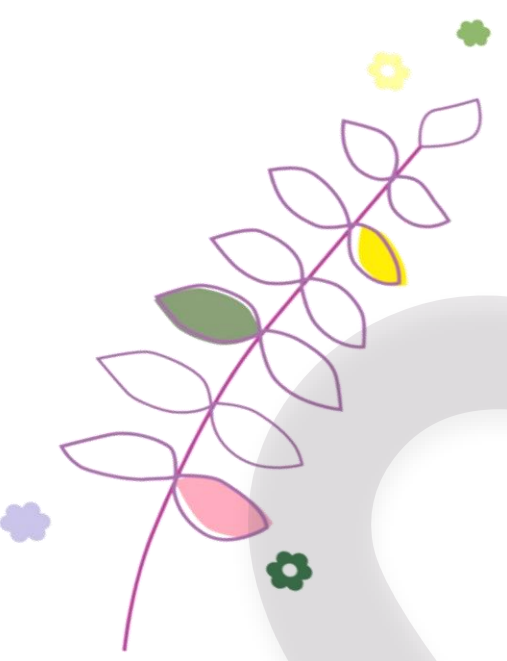


ひとりで悩んでいませんか？



パープルリボンは女性に対する暴力をなくすメッセージ

とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ
(指定管理者) 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団



DV (ドメスティック・バイオレンス) って どんなこと？

配偶者・恋人（親密な関係にある相手）からの暴力をさします。DV防止法において配偶者からの暴力とは、「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）」又はこれに準ずる「心身に有害な影響を及ぼす言動」とあります。

人は誰もが安心して生活をする権利があります。しかし暴力は安心して生活することを脅かし、心と身体を深く傷つけます。どんな暴力であろうと暴力はふるう側が悪く、ふるわれる側の問題ではありません。「人が普通に安心して生活する」という当たり前の権利を奪ってよいという権利はないのです。

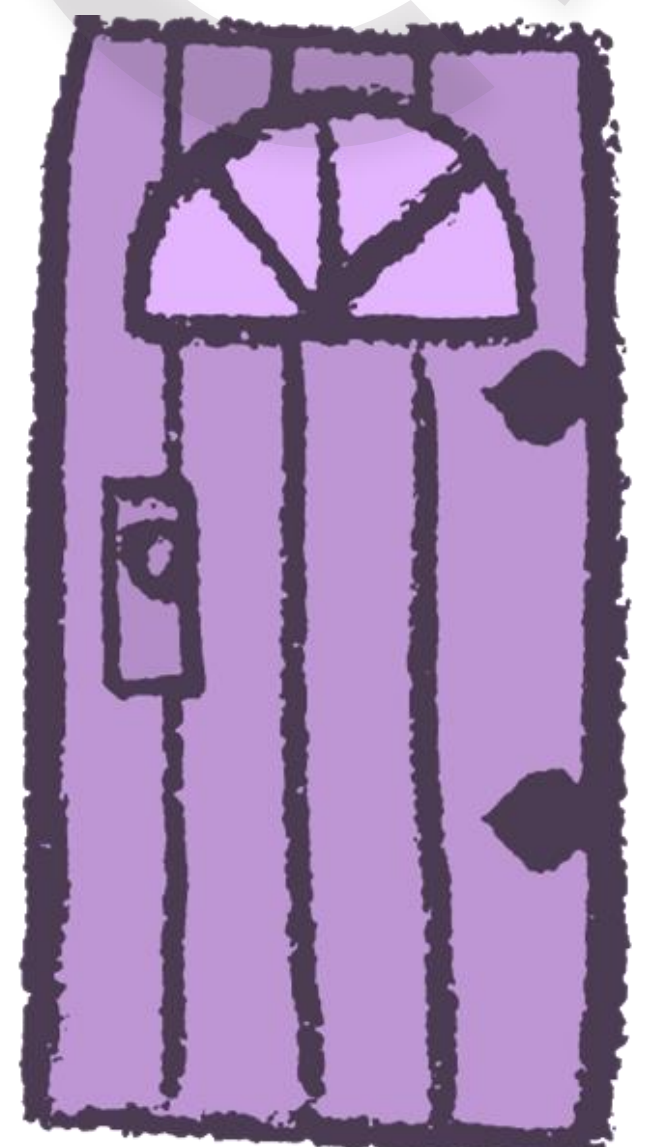


DV (ドメスティック・バイオレンス) は…

さまざまな暴力を重ねてふるい、
大きな力で相手を支配（コントロール）しようと
します。

見えにくい暴力

殴る・蹴るといった身体に直接ふるわれる身体的暴力だけがDVではありません。言葉や態度などを利用してその人の心を傷つけ、尊厳を脅かす精神への暴力があります。身体への暴力と比べ、本人が暴力を受けていることに気づきにくく、また周囲の人にもわかってもらいにくいという「見えにくい暴力」といえます。その為、長い時間をかけてその人の尊厳を脅かし意思決定の力を奪います。DVは、さまざまな暴力を使ってその人を思い通りに支配しようとしています。「見えにくい暴力」にはどんなことがあるのでしょうか。



暴力の種類

DVは身体への暴力だけではありません

DVの暴力には、①身体的暴力②精神的暴力③経済的暴力
④社会的暴力⑤子どもを利用した暴力⑥性的暴力があります。

②～⑥の暴力は①の身体的暴力と比べ「見えにくい暴力」といえます。メディアで話題になったパートナーから受ける暴力“**相手を支配して思い通りにしようとする「モラル・ハラスメント（モラハラ）」**”は、この「見えにくい暴力」にも重なります。

① 身体的暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める・叩く
- ひきずりまわす
- 突き飛ばす など

② 精神的暴力

- どなる・命令する・無視する
- ばかにする・自殺をほのめかす
- 異常な嫉妬をする
- 壁や家具などを壊して威嚇する
- 「殺すぞ」「死ね」と脅す など

③ 経済的暴力

- 生活費をわたさない
- お金を取り上げる
- 支出内容を細かくチェックし制限する など

④ 社会的暴力

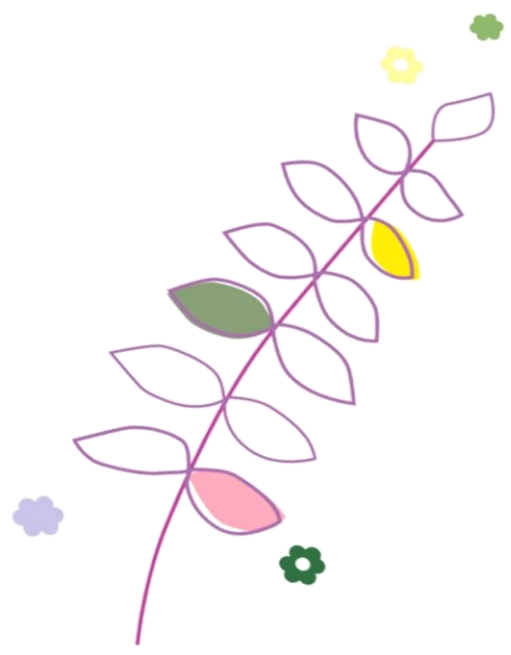
- 外出させない
- 行動を監視する
- 電話やメールをチェックする
- 仕事につかせない など

⑤ 子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもに危害をくわえる
- 「別れるなら子どもは渡さない」という など

⑥ 性的暴力

- 望まないSEXを強要する
- 嫌がっているのにAVやポルノなどを見せる
- 避妊に協力しない など



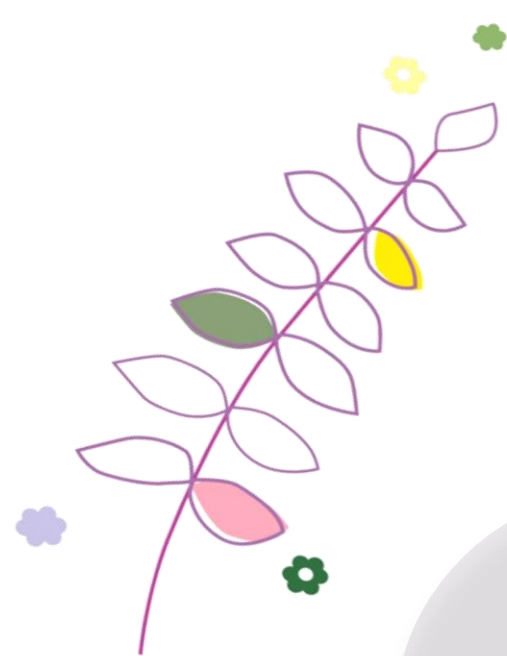
DVにおける モラル・ハラスメント(モラハラ)

「モラル・ハラスメント」とは、フランスの精神科医マリー＝フランス・イルゴイエソンにより提唱された概念です。加害者が被害者に対して言葉や態度で執拗に心を傷つけ、恐怖や不安で思い通りに操ろうとする暴力です。モラハラは職場や人の集まる第三者の目が届きにくいところで発生しやすい傾向があります。また、パートナーから受ける「相手を支配して思い通りにしようとするモラハラ」は、精神的DVにもあてはまります。

わたしがモラハラを受けているかどうかは
わからない。
でも思い当たることがあるかも。

- パートナーから一方的に言葉や態度で攻撃されている。
- 軽蔑したような目で見られる。
「お前は馬鹿だ」「生きている価値がない」
などという言葉が繰り返され、
自尊心がもてないでいる。
- いつも顔色を伺い、相手の気に入るように、
怒らせないように自分の感情を殺してしまう。
- 気に障ると怖いから、傷つけられたくない
から、苦しいから、相手の期待する行動を
してしまう。
- 最近では、自分で何かを決めることや判断ができなくなっている。





パートナー（配偶者や交際相手など）との 関係を考える

けんか
と
DVの
違い

けんかはよくあるけど、
これってDV？

いつもわたしばかりが
我慢している。
わたしの意見なんて…
聞いてもらえない。

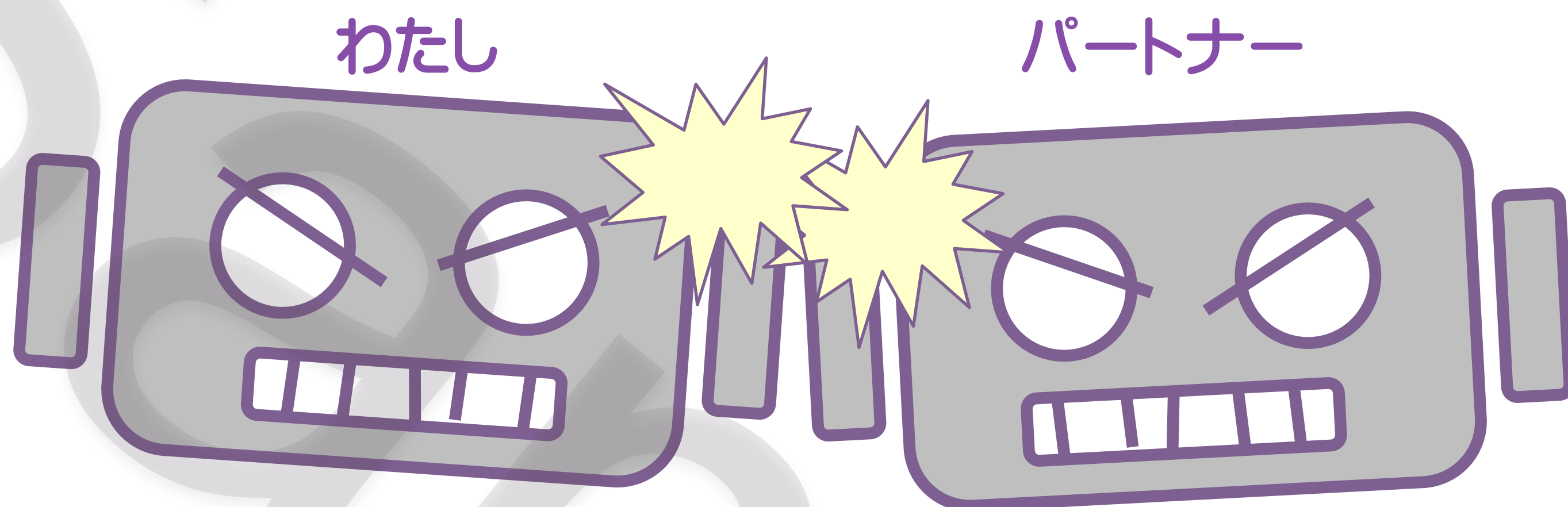
パートナ
ー
との
力関係

パートナ
ー
といるときの
気持ち

どんな気持ちになりますか？
こわい、つらい。
ドキドキする。

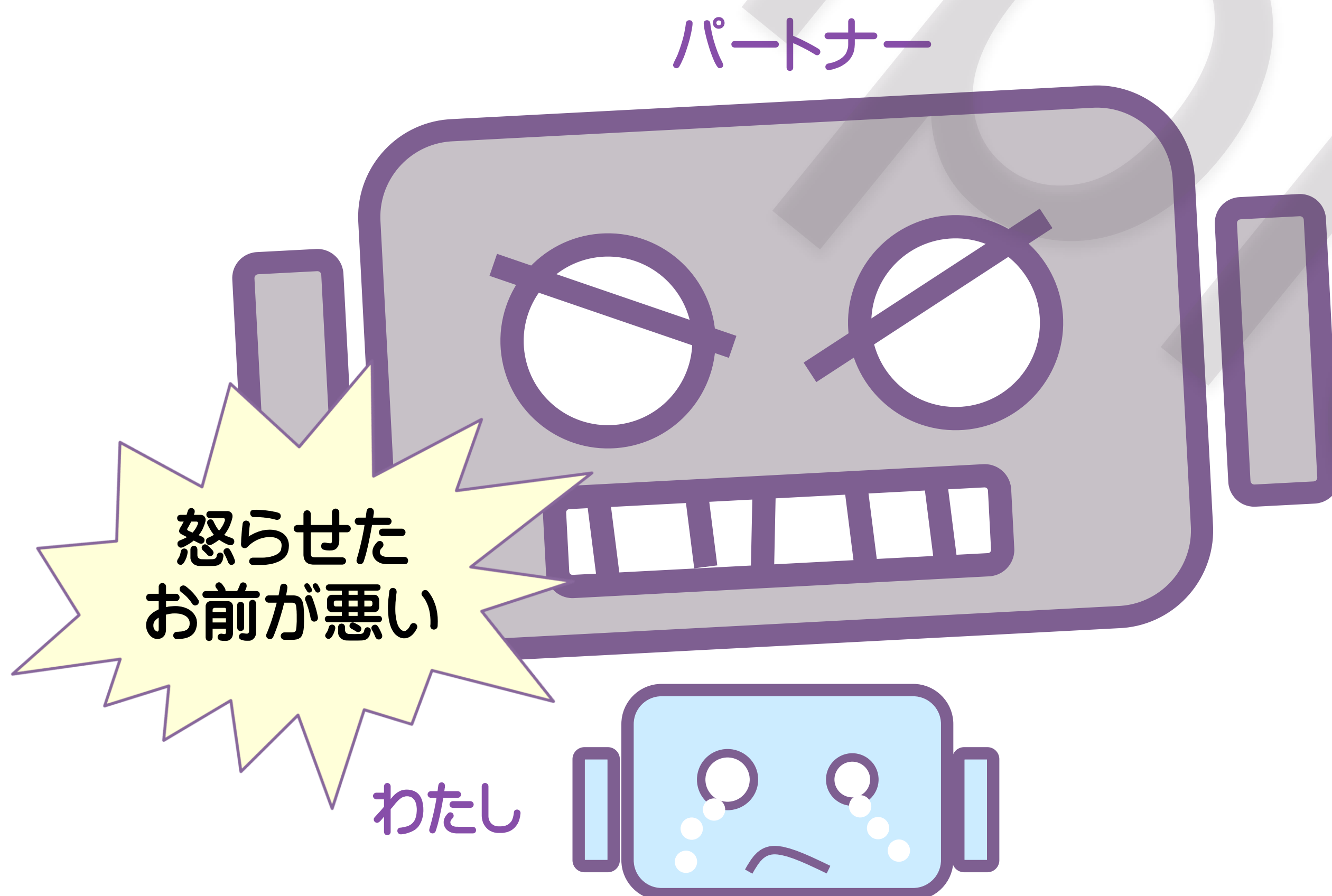
けんかとDVの違い

けんか



同じ大きさの関係でやりあうのはけんかです。
わたしの言いたいことを言えて、相手も聞いてくれます。

DV

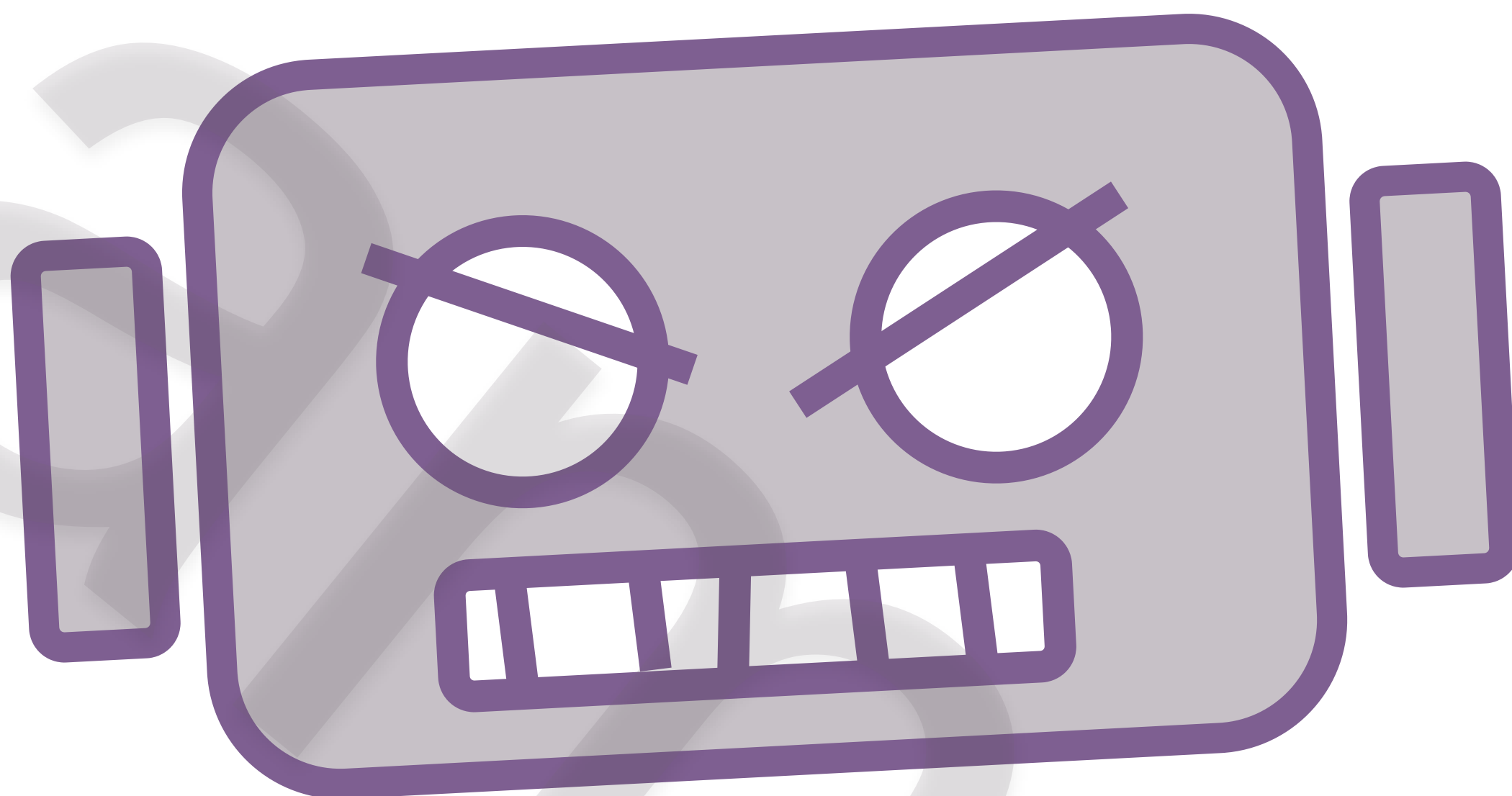


上下の関係で片方が大きな力を持ち、もう片方を徹底的に攻撃して
屈服させ、支配(コントロール)下におくのがDVです。

パートナーとの力関係

さまざまな暴力を使って支配します

パートナー



身体的暴力

精神的暴力

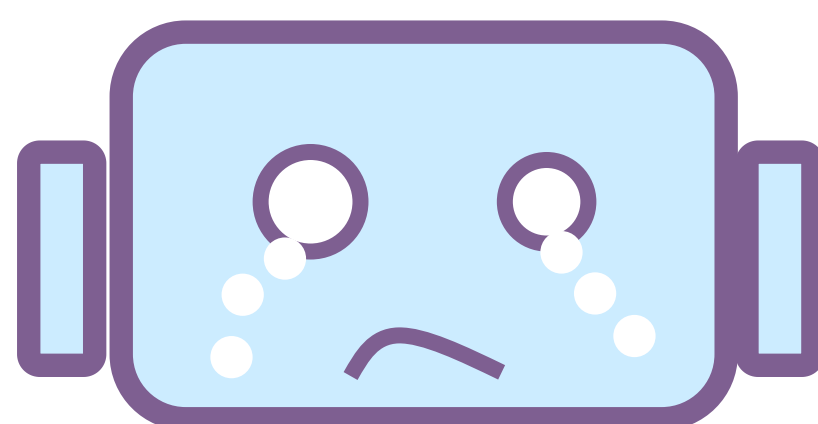
経済的暴力

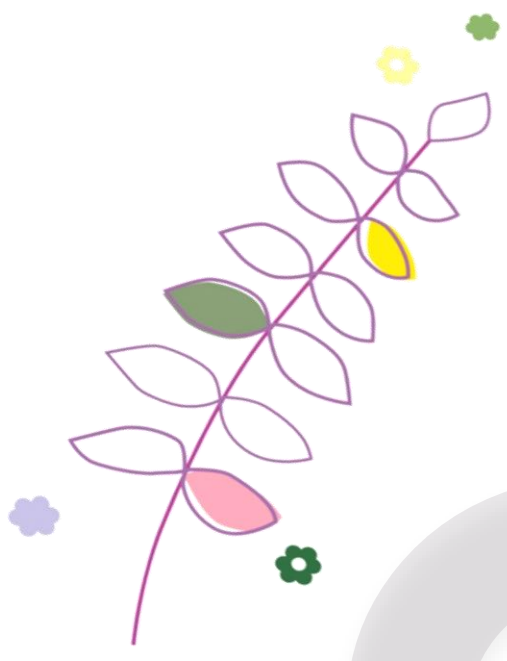
社会的暴力

子どもを利用した暴力

性的暴力

わたし



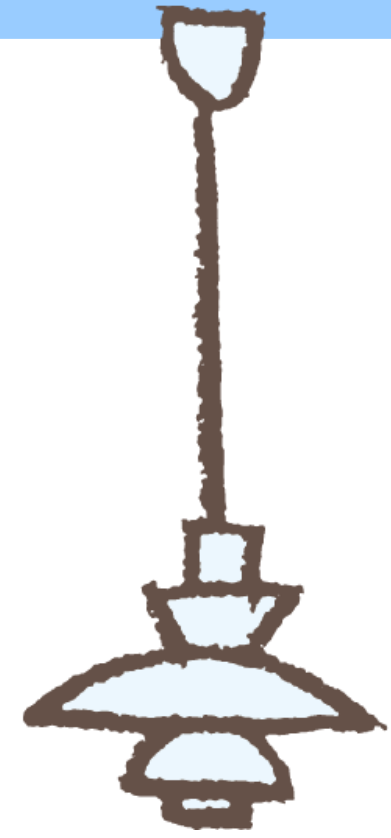


パートナーといるとき、どんな気持ちですか？

A

こわい
つらい
悲しい
忍耐
不安感
自責感
罪悪感
恥辱感

無力感
不信感
怒り
自信喪失
緊張する
ドキドキする
居心地が悪い
顔色をうかがってしまう

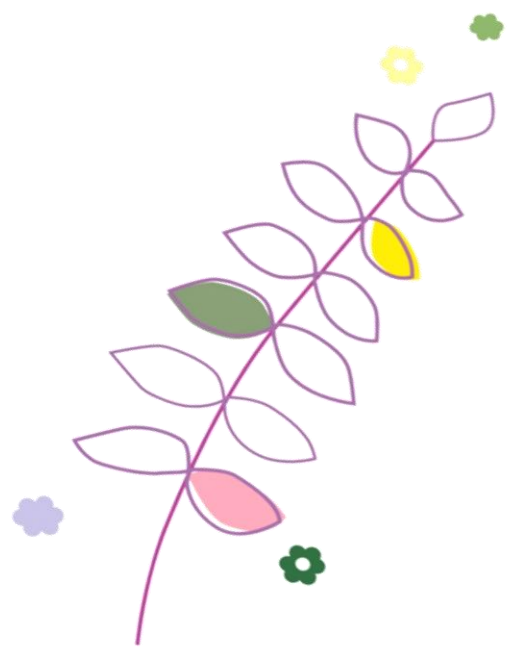


B

楽しい
元気になる
ほっとする
安定感
安心感
平穩
絆を感じる
信頼感

愛おしい
感謝
親近感
リラックスできる
ほっこりする
尊敬
期待
温かい





いつもAの中にいると、時々あるBがとても大切なものを感じてしまうことがあります。
Aの領域が大きい人ほど、不安定な関係と言えます。

A

こわい
つらい
悲しい
緊張する
ドキドキする
不安

B

楽しい
元気になる
温かい
ほっとする
安心感

安全な生活へ

家を出る、などの行動を起こすことも、今は家にとどまることも、DVを受けた女性が決定できる選択肢です。

相談できる場所

安全のための支援・一時保護など

市区町村DV相談窓口

警察
(相談)
(保護命令)

女性相談センター
子ども家庭センター

配偶者暴力相談
支援センター
(相談)
(保護命令)

女性関連施設
(相談)

すてっぴ

こころ

地方裁判所
(保護命令)

法的問題

家庭裁判所
(調停離婚)

民事法律扶助
(法律相談)
(費用立替)

弁護士会
(法律相談)

病院
(治療)

保健所
(健康相談)

健康

子ども家庭
センター
(相談)

子ども
・
生活

福祉事務所
(相談)

DVを
受けた
女性

ひとりで悩まず、まず相談してください

電話相談は

06-6844-9820

予約は不要です

直接相談員につながります

		内容	月	火	木	金	土
電話相談	電話相談	女性相談員が、あなたの悩みをお聴きし、一緒に考えます。 匿名・予約なしで相談できます。	第1・3 10:00～17:00 第2・4 13:00～17:00	第1～4 10:00～17:00	第1～4 13:00～17:00	第1～4 10:00～17:00	
	働く女性のための 生き方電話相談 (夜間・土曜日)	仕事などで日中・平日に相談できない女性が夜間・土曜日に話せる電話相談です。生き方の悩みなど様々な悩みをお聴きします。	第2・4 18:00～20:00		第1～4 18:00～20:00		第1 10:00～15:00
面接相談	面接相談	女性相談員に個別にじっくりと相談できる面接相談です。	第1・3 18:00～20:00 第2・4 10:00～12:00 (第2週は保育つきうぐいす りとのセット可)	第1・3 10:00～20:00 第2・4 10:00～17:00	第1 10:00～20:00 第2～4 10:00～17:00	第1～4 10:00～17:00	第1 10:00～14:00
DV相談	DV相談 (面接)	女性相談員がパートナー・配偶者からの身体的暴力や暴言など悩む相談をお受けします。 (面接)		第1～4火曜日 10:00～17:00			
	デートDV ホットライン (電話)	交際相手からの身体的暴力や暴言などに悩む女性(本人だけでなく親や先生からの相談も可)からの電話相談をお受けします。		第4火曜日 10:00～20:00			
専門相談	法律相談	女性弁護士が「女性の視点」に基づき、法律相談をお受けします。				第1・2 10:00～12:00 第3 18:00～20:00	
	からだと性	女性特有の身体の不調や、更年期の症状など、からだの専門相談員が電話または面接で相談をお受けします。					第3 10:00～12:00
労働・就労相談	労働相談 (電話・面接)	解雇、パワハラ、セクハラ、労働条件など女性が働くなかで抱える問題や悩みを社会保険労務士に相談できます。		第4 18:00～20:00			第2 10:00～12:00
	働く女性の ちょこっと相談(*)	出産・育児・介護休暇をはじめ、パート・派遣社員の有給休暇取得や残業手当の支払いなど、女性が働く、働き続けるうえで直面する様々な労働の悩みを相談できます。			第1 17:00～20:00		第3 13:30～17:00
	就職準備相談	これから仕事を探したいが、どのように進めていったらよいかかわからない、仕事と家庭の両立に悩んでいる、キャリアの棚卸しや整理がしたいなど就職活動をする前の相談ができます。	第1・2 10:00～12:00 (第2週は保育つきうぐいす りとのセット可) 第3 18:00～20:00 第4 14:00～16:00				
	就職活動相談	豊中市地域就労支援センターのコーディネーターが豊中市在住または豊中市で働きたいと考えている方の相談をお受けします。				毎週 10:00～13:00 (第5週目もあります)	

・水曜・日曜・祝日・第5週目の相談はお休みです。・相談は無料です。

(*)働く女性のちょこっと相談は、偶数月に両親教室(すこやかプラザ)でも出張相談しています。(両親教室参加者限定)

とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ 相談室

(指定管理者 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団)

〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501 <http://www.toyonaka-step.jp/>

お問合せ・予約は 06-6844-9739 まで

受付時間:月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00

* 12:00～13:00と17:00～18:00 水曜・日曜・祝日 年末年始を除く

とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ

(指定管理者)一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

わたしはひとりの人間
コントロール(支配)されていい存在ではない
暴力を受けていい存在ではない
わたしには立ち上がる力がある



Purple Ribbon

女性に対する暴力をなくす運動

2011年、女性に対する暴力をなくすための取り組みの一つとして、すてっぴオリジナルのパープルリボンデザインを募集しました。その際「すてっぴ賞」に輝いた浅野哲生さん(豊中市在住)のデザインを使用させていただきました。

とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ
(指定管理者)一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

11月は 女性に対する暴力防止を考える月間です

「パープルリボン運動」は、世界を、子どもや女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとすることを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッチなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。

出典:内閣府男女共同参画局 ホームページより

女性が生き方を相談できる場所があります。どなたでも利用できます。秘密は守られます。

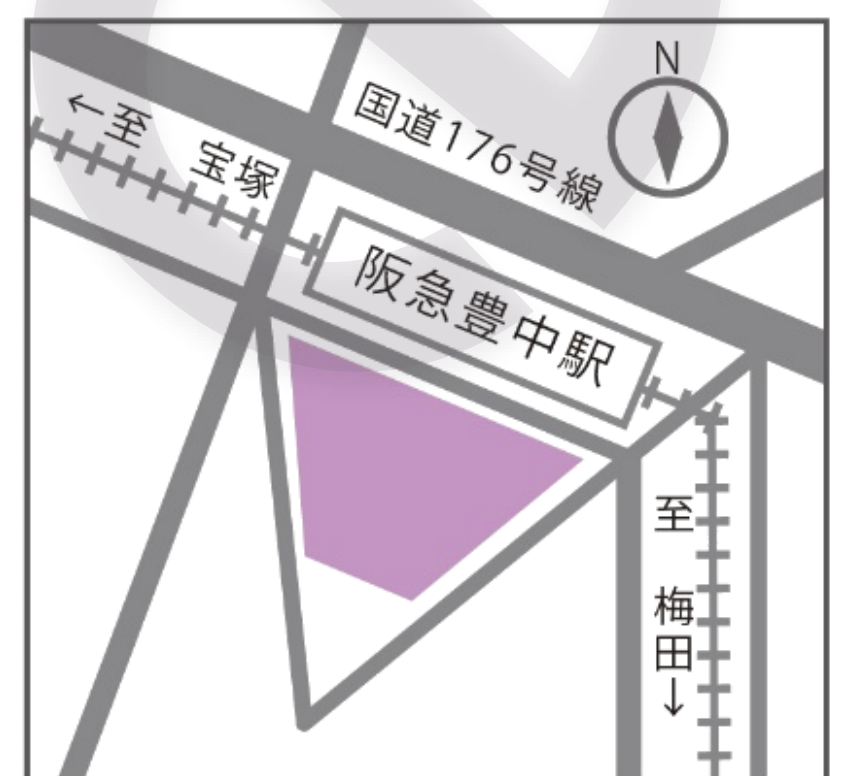
とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町1-1-1-501 エトレ豊中5F
TEL: 06 (6844) 9772 (代表) FAX: 06 (6844) 9706
HP <http://www.toyonaka-step.jp/>

開館時間: 9:00~21:30

休館: 水曜・年末年始

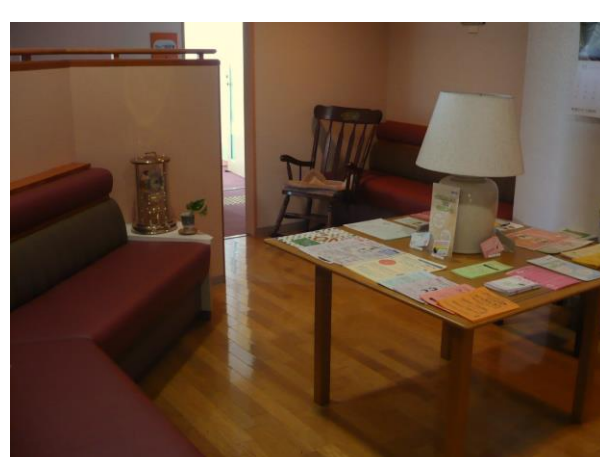
指定管理者: 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団



貸ホール・会議室



男女共同参画のセミナーなど



女性のための相談室



女性の生き方専門図書室

とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ
(指定管理者) 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

国連における女性に対する暴力の定義

女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれの無い自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わない。

(1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の第1条。)

